

[公 印 省 略]

3 建 第 1 2 7 2 号

令和 3 年 9 月 1 0 日

各団体の長 殿

福岡県建築都市部建築指導課長

「緊急事態措置の延長について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

8月20日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や営業時間短縮・酒類提供自粛など非常に厳しい要請にも関わらず、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

そのおかげもあり、新規陽性者数は8月18日に過去最多の1,253人となって以降、減少傾向にあります。

しかしながら、現在の感染状況や病床の使用状況は、いまだに国の分科会が示すステージ判断指標を見ても、7つの指標のうち5つがステージIV相当に該当するなど依然厳しい状況が続いています。

そのような中、政府対策本部は、本県を含む19都道府県について、緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長することを決定しました。

9月に入り大学などの学校再開や社会経済活動の活発化などの影響で感染が再拡大する懸念もあり、今後も決して予断を許しません。緊急事態措置の延長に伴い、県民及び事業者の皆様には引き続き厳しい内容のお願いをすることとなり大変心苦しく思いますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事態措置の延長について」

福岡県建築都市部建築指導課

電話番号 : 092-643-3720

ファックス : 092-643-3754